

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 85 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 8 月 12 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。平成 16 年広島県条例第 13 号による一部改正前のもの。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、私（匿名の〇〇〇在住者）が平成 15 年 6 月 4 日に行政情報室に対して提出した行政文書開示請求書の取扱いについて、行政情報室等が当該開示請求書の受付の要否を判断するために作成した文書（以下「本件対象文書 1」という。）及び広島県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）への諮問の要否を判断するために作成した文書（以下「本件対象文書 2」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について、不存在を理由とする不開示決定（以下、本件対象文書 1 に対する処分を「本件処分 1」、本件対象文書 2 に対する処分を「本件処分 2」という。）を行い、平成 15 年 8 月 27 日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 9 月 8 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私（匿名の〇〇〇在住者）が平成 15 年 6 月 4 日に行政情報室に対して提出した開示請求書を捨てたのでなければ、受付の要否を決裁した文書は必ずあるはずで、担当者は、上司の判断を仰ぐために、起案文書又はこれに類する行政文書を作成するはずである。
- (2) 条例第 18 条によれば、「開示決定等について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあったときは、（中略）広島県情報公開審査会に諮問するものとする。」と規定されており、諮問の要否を判断するために作成された行

政文書は必ずあるはずである。

- (3) 私が匿名とせざるを得なかった理由は、条例上に不備があることに起因している。平成15年6月4日の時点では、行政文書開示請求書の様式に「実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する場合の利害関係の内容」（以下「利害関係の内容」という。）欄が設けられており、かつ、県民の場合は、当該「利害関係の内容」欄の記載を要しないことが全く周知されていなかった。私は、唯一の生活道路を自動車で行くことが人命危険であり、かつ、法令によって自動車の通行が禁止されていることから、私費による橋の設置を申請（申請は実母名）した。しかし、管轄の東広島地域事務所竹原支局から、法的根拠を全く説明されずに、橋の申請には必要不可欠性がないという不当な理由で不許可処分があった。これは、広島県の説明によれば、広島県の裁量行為によるものであるとされ、その後の不服申立てに対する裁決書においても、同様に法的根拠は示されていない。

利害関係の内容が記載要件でないのなら、匿名とする必要まではなかった。条例に不備があるにもかかわらず、行政情報室からは利害関係の記載要件について全く説明がないため、利害関係の内容については詳細を記載せず、匿名による開示請求手続によって、竹原支局の職員による裁量行為の実態を把握する必要があった。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分1について

請求者の氏名欄に「匿名（電話番号を含む。）」と記載された行政文書開示請求書（以下「匿名請求書」という。）は、条例第6条第1項第1号の規定により開示請求書に記載すべきとされている開示請求者の氏名及び住所を記載しておらず、不適法な請求である。

通常、開示請求書に不備がある場合には、開示請求者に補正を求めているが、本件の場合、匿名の請求者は、開示請求書の請求者の氏名欄に意図的に「匿名（電話番号を含む。）」と記入しており、氏名を記入するようとの指示にも応じようとしなかったため、この不備は補正し得ないものであった。

もっとも、例えば、請求に係る文書の特定が不十分である場合などの不備があれば、いったん收受をした上で、補正を求め、それに応じない場合には請求を却下するなどの処分を行うことになるが、意図的に開示請求書に請求者の氏名を記載しないことは、そもそも請求意思の表明があったとは認められないことから、收受自体を保留した。

ただ、匿名の請求者から今後何らかの働き掛けがあることも予想されたため、当面廃棄せず、行政情報室で保管することとしていたが、特に、匿名請求書の受付の要否に関する起案文書は作成しなかった。

なお、異議申立人から、平成15年7月8日付けで異議申立てが提起されたため、その異議申立てに対する却下処分を行うための起案文書は作成したが、これは匿名請求書の受付の要否に関する行政文書ではないため、本件対象文書には含まれない。

## 2 本件処分2について

条例第18条第1項の規定により、情報公開審査会に対する諮問の要否を検討するのは、「不服申立てがあったとき」であるため、開示請求書の取扱いに関して、情報公開審査会への諮問の要否はそもそも問題とならない。

したがって、匿名請求書の取扱いに関して、情報公開審査会への諮問の要否を判断するために作成した文書は作成又は取得していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求に至る経緯について

本件対象文書1は、平成15年6月4日に開示請求者（匿名の〇〇〇在住者）が、行政情報室に対して提出した匿名請求書の取扱いについて、行政情報室等が受付の要否を判断するために作成した文書であり、本件対象文書2は、匿名請求書の取扱いについて、情報公開審査会への諮問の要否を判断するために作成した文書である。

当審査会で確認したところ、本件請求に至るまでの経緯は、次のとおりである。

(1) 平成15年6月4日に、匿名の請求者が、匿名請求書を情報公開の窓口である行政情報コーナーに持参し、行政情報室職員に対し、受け取りを迫った。匿名の請求者は氏名の記載をしようとしなかったため、行政情報室職員がこれを受け取れない旨を伝えたところ、匿名請求書を置いて帰った。

(2) 行政情報室では、匿名請求書は適法な開示請求と認められないと判断し、その收受を保留していた。

### 2 本件処分1について

本件処分1は、異議申立人が本件対象文書1の開示を請求したのに対し、実施機関ではそのような文書を保有していないため、不存在としたものである。

実施機関は、意図的に開示請求書に請求者の氏名を記載しないことは、そもそも請求意思の表明があったとは認められないことから、收受自体を保留し、保管はしていたが、特に、匿名請求書の受付の要否に関する起案文書は作成しなかった旨説明する。

一方、異議申立人は、匿名請求書を捨てたのでなければ、受付の要否を決裁した文書は必ずあるはずで、担当者は、上司の判断を仰ぐために、起案文書等を作成するはずであると主張する。

実施機関では、匿名の開示請求はそもそも請求意思の表明があったと認められないことから收受を保留していたというのであるから、実施機関が、匿名請求書の受付の要否に関する文書を作成していなかったとしても特段不合理であるとは認められない。

したがって、本件対象文書1を作成していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

### 3 本件処分2について

本件処分2は、異議申立人が本件対象文書2の開示を請求したのに対し、実施機関ではそのような文書を保有していないため、不存在としたものである。

実施機関は、条例第18条第1項の規定により、情報公開審査会に対する諮

問の可否を検討するのは、「不服申立てがあったとき」であるため、開示請求書の取扱いに関して、情報公開審査会への諮問の可否はそもそも問題とならない旨説明する。

条例第 18 条第 1 項は、「開示決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに広島県情報公開審査会に諮問するものとする。（略）」と規定しており、実施機関の説明のとおり、情報公開審査会に対する諮問の可否を検討するのは、「不服申立てがあったとき」であるため、匿名の開示請求書を収受すべきかどうかといった、開示請求書の取扱いに関して、情報公開審査会へ諮問を行わないことは明らかである。

このため、実施機関が匿名請求書の取扱いに関して、情報公開審査会への諮問の可否を判断するための文書を作成していないことは当然である。

したがって、本件対象文書 2 を作成していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

#### **4 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### **5 結論**

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第 6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 16	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 12. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 2. 14	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17. 2. 21	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 6. 26 (平成 24 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 27 (平成 24 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授